

## 農政産業観光委員会会議録

日時 令和7年6月23日（月） 開会時間 午前 9時59分  
閉会時間 午後 2時05分

場所 委員会室棟 第3委員会室

委員出席者 委員長 流石 恭史  
副委員長 中村 正仁  
委員 水岸富美男 宮本 秀憲 久嶋 成美 伊藤 毅  
清水喜美男 久保田松幸 佐野 弘仁

説明のため出席した者

産業政策部長 有泉 清貴 産業政策部理事（次長事務取扱） 小林 洋一  
知事政策補佐官（産業政策部理事兼職 次長事務取扱） 金子 哲也  
産業政策課長 古屋 幸一 スタートアップ・経営支援課長 久保嶋 昌史  
成長産業推進課長 小池 一尚 産業振興課長 山本 聡一郎  
産業人材課長 大森 恵子

観光文化・スポーツ部長 小泉 嘉透 観光文化・スポーツ部次長 杉田 浩枝  
スポーツ統括官（観光文化・スポーツ部次長） 安藤 明範  
観光政策グループ観光政策推進監 二宮 智浩  
観光振興グループ観光振興監 相川 和茂  
観光地経営支援グループ観光地経営支援監 小林 宏行  
南アルプス観光振興グループ南アルプス観光振興監 入倉 俊幸  
富士山観光振興グループ富士山観光振興監 三枝 徹  
文化振興・文化財課長 井筒 慎太郎 スポーツ振興課長 村松 達也  
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室長 熊谷 利彦

農政部長 樋田 洋樹 農政部理事 功刀 徹 農政部次長 鈴木 豪  
農政部技監 雨宮 真一 農政部技監 茂手木 知  
農政総務課長 岩渕 基 担い手・農地対策課長 野呂瀬 仁  
販売・輸出支援課長 柳澤 幸喜 農業技術課長 手塚 順一郎  
果樹・6次産業振興課長 武井 森彦 畜産課長 相川 忠仁  
食糧花き水産課長 對木 啓介 農村振興課長 佐々木 斉  
耕地課長 原田 武

公営企業管理者 落合 直樹 企業局長 雨宮 学  
企業局次長（企業局総務課長事務取扱） 柏原 隆仁 企業局技監 村松 修一  
電気課長 槌屋 浩之 新エネルギーシステム推進課長 渡邊 憲明

議題 （付託案件）

第81号

令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光

光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、産業政策部関係、観光文化・スポーツ部関係、農政部関係、企業局関係の順に行うこととし、午前9時59分から午前10時49分まで産業政策部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午前11時04分から午前11時23分まで観光文化・スポーツ部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後12時58分から午後1時51分まで農政部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午後2時03分から午後2時05分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 産業政策部関係

※第81号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

伊藤委員 （米国関税影響等調査事業費及び中小企業サポート連携事業費について）  
まず、課別説明書の産の2、米国関税影響等調査事業費及び産の3、中小企業サポート連携事業費について何点か伺いさせていただきます。

知事は、今般の事態を経済体質のさらなる進化の契機と捉え、これまでも積極的に推進している、新分野の進出や販路拡大などの攻めの経営転換を図る方々をさらに強力に支援する方向性は、賛同するところでございます。

今回のような外的ショックに対して、経済団体からは、今後の不透明な見通しや国内外の需要の減退に対する懸念の声とともに、経営判断に資する正確な情報提供や経営転換に向けた具体的支援を求める意見があったと伺っております。

不透明な情勢下において、各企業が社運をかけた経営転換を進めるには、各社の状況に応じた情報提供と、ニーズに応じた支援を行うことが重要だと考えております。

そこで何点か伺います。

まず、米国関税影響等調査事業の調査結果について、中小企業への支援にどのように活用していくのか伺います。

古屋産業政策課長 委員御指摘のとおり企業が経営判断を行うためには、正確な情報提供が必要となります。

このため、今回行う調査結果は広く公表し、企業の経営判断に活用していただきたいと考えております。

また、山梨県米国関税対策協議会においても、調査結果を共有し、金融機関や経済団体が企業に行う具体的な支援に役立てていただきたいと考えております。

さらに県におきましても、調査結果を踏まえた的確な支援策の立案、実行に努めてまいりたいと考えております。

伊藤委員            ぜひとも中小企業の支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、産の3、中小企業サポート連携事業費については、商品開発や市場調査等に対して助成することになっておりますが、その他にはどのような取組が補助対象になるのか教えてください。

久保嶋スタートアップ・経営支援課長    例えば、新商品の開発や新分野への進出では、試作品を作るための原材料費やデザイン費、必要な機械や設備の購入などが補助対象となります。

また、販路拡大の取組では、展示会への出展費用のほかECサイトの立ち上げ費用、事業拡大の可能性を探るための市場調査費用など、企業が経営の転換を図る上で必要となる経費を補助することとしております。

伊藤委員            今の説明では、企業自らの取組に対する補助となっており、その取組をサポートする伴走支援は対象にならないように感じられますが、専門人材が不足する中小企業に対して実効的なものとするため、本事業はどのような仕組みになっているのか教えてください。

久保嶋スタートアップ・経営支援課長    専門家による伴走支援につきましては、委託先をやまなし産業支援機構として、当初予算に約1,000万円を計上しているところでございます。

具体的には、本事業は相談対応を行う商工団体や金融機関などで構成する会議を定期的に開催しまして、情報を共有し、各支援機関の得意分野を活用した支援や、多様な専門性を有する専門家チームによる伴走支援を行っております。

特に関税措置対応につきましては、関税分野の知見も必要になるため、ジェトロ山梨や山梨県米国関税対策協議会とも連携し、支援を行ってまいります。

伊藤委員            ぜひとも経済基盤の強靱化がより一層進むことを期待しまして、質問を終わります。

(産業集積促進助成金について)

清水委員            山梨県の産業振興について何点かお尋ねいたします。

産の4ページ、産業集積促進助成金4億5,196万1,000円についてであります。

産業振興は山梨県の最重要課題だと思いますが、この約4億5,000万円についてお尋ねする前に、既定予算の約6億5,000万円は、どの企業を対象とした金額だったのか、まずお尋ねいたします。

小池成長産業推進課長    まず、課別説明書に記載の既定予算額の6億5,694万4,000円ですが、そのうち、産業集積促進助成金に係る予算は5億5,129万7,000円になります。

具体的に、この助成金の対象としている企業は6社でございます。

東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ株式会社2億5,000万円。富士ウェーブ株式会社というウォーターサーバーの製造事業者1億6,769万1,000円。山梨通運株式会社の物流施設の建設に1億2,350万円。株式会社アシスト・システムサイエンスという情報通信業者に1億43万2,000円。株式会社YSK e-commerceに3億67万4,000円。あとは、米倉山に移転してまいりました技術研究組合FC-Cubicの3年目の賃料として500万円というのが内訳でございます。

清水委員 今回の補正の約4億5,000万円について、先ほど小池課長から概略を説明いただきましたが、その内訳についてもう少し詳細に御説明をお願いいたします。

小池成長産業推進課長 お配りした令和7年6月定例会提出議案等説明資料の1ページ、2ページが今回の4億5,196万1,000円の内訳となっております。

まず一番大きなものは、1ページの一番左の日邦プレジジョン株式会社に3億2,366万5,000円。その次に大きなところが、その2つ右の株式会社昭栄精機に4,199万5,000円。その次に大きなところが、その左の有限会社飛鳥急送に3,967万6,000円。あとは一番右の株式会社Gai n i x xという半導体関係の工学研究所に2,000万円。

次のページでは情報通信関係が並びます。

アドバンステクノロジー株式会社に416万9,000円。サニーソフト株式会社に1,656万9,000円。株式会社ユーフォニックに588万7,000円になります。

清水委員 今、御説明いただきました7社のうち、東京に本社があるのが3社、県内に本社があるのが残りの4社になりますが、東京に本社がある3社は県内雇用がゼロになっているのですけれども、これはスタッフが移動してきてこれから雇用につなげるという段階なのか、このような規模で今後もこの事業を進めていくのか、その辺はどのように判断したらよろしいですか。

小池成長産業推進課長 この助成金ですが、まず事業者が操業する前に、どのような投資規模になるのか県に申請をしていただき、助成金の対象になるものは県が事業認定を行います。

事業認定を行った後に事業者から操業開始届を提出していただいて、操業開始から1年以内に、例えば製造業であれば、操業開始から1年以内に10人以上の新しい雇用を生んでいただくことが助成金交付の要件になっていますので、操業開始から1年以内にこの要件を満たしていただく段階で判断をいたします。

清水委員 今の説明では、これから雇用につながっていく段階ということで理解いたしました。

今回、79人のうち33人が県外からの転入者ということで、これが県内雇用につながっているということだと思います。

それと、助成率の内訳については各社いろいろなテーマがあって、それに対して何%とあります。例えば、有限会社飛鳥急送ではいろいろな助成の内訳がありますが、もう少し分かりやすく説明いただけますか。

小池成長産業推進課長 この助成金は事業者の業種によって助成率が変わってきますので、かなり複雑なものになっております。

助成率が一番大きいものでは、製造業等という区分があります。

例えば、令和7年6月定例会提出議案等説明資料の1ページ、一番左の日邦プレジジョン株式会社の助成率の欄を御覧ください。

そこの一番左上に製造業等とありますが、こちらは適用した区分になります。

助成率の算定をするに当たっては、その下の内訳を御覧ください。

まず、この製造業等が立地したときのこの助成金の交付要件といたしましては、県内で土地を取得する、または20年以上の借地権を設定した上で、工場を建てたり、設備を取得したのに対して助成するものであり、その土地の取得費を除く建物の建設費などの投下固定資産に対して助成率を掛けて助成金を

算出する組立てになっております。

基本（新規取得地）は、日邦プレシジョン株式会社が新たに土地を取得して投資するものであり、基本の助成率は4％になります。これに対して様々な助成率を足していきます。その下の成長分野（水素・燃料電池）では、助成率がプラス6.5％になります。これは、県が特に産業振興に力を入れている医療機器や水素・燃料電池などの成長分野に対して投資する場合は、先ほどの4％に、6.5％を追加します。

あとは、日邦プレシジョン株式会社につきましては半導体の工場もありますので、主に水素・燃料電池を行うところは6.5％ですが、半導体をつくる場所は2％という加算をします。

高付加価値創出事業は、地域未来投資促進法に基づく事業計画を国に認定された場合に1％を追加します。

さらに、先ほど申し上げた雇用要件のうち、県外からの転入者5人以上の加算は、人口増にも寄与するものですので、この場合はさらに1％の加算をして、面積比や投下固定資産額に応じて助成率を掛けます。仕組みが複雑ですが、このような成り立ちでございます。

清水委員            今回の補正予算は7社で約4億5,000万円、既定予算では6社で約6億5,000万円ですが、どのような理由で差が出ているのでしょうか。

小池成長産業推進課長    今申し上げたとおり、この助成金は、投下固定資産額に対して助成率を掛けて助成額を算出するものでございます。

先ほどの当初予算に計上されている東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ株式会社につきましては、実はトータルで7億5,000万円の助成を2年間に分けて交付するものでございまして、同社には昨年度中に5億円を交付しており、今年度は2億5,000万円を交付します。交付要綱で1年間の上限というのは5億円と決まっていますので、そのような交付の方法を取っております。

例えば日邦プレシジョン株式会社の投資の規模は35億円ですが、投資の内容に応じて助成率が変わり、その率を掛けて助成金が算出されるので、それぞれの企業の投資規模と助成率の大きさに助成金額が変わってくるということでございます。

清水委員            しっかりと事業推進をお願いしたいと思います。

（燃料電池・水電解開発加速化事業費について）

それともう1点、産の5ページの燃料電池・水電解開発加速化事業費3,452万5,000円について何点か質問いたします。

この説明の文言の中に、国が進める研究開発事業とありますが、この事業について説明をお願いいたします。

小池成長産業推進課長    国が進める研究開発事業は、国のNEDOからの委託を受け、産業技術センターで燃料電池の素材や燃料電池部品等の評価解析を行う事業であり、国のプロジェクトの一環として行っている事業でございます。

NEDOの事業は5年で1サイクルの事業でございまして、この燃料電池の評価自体は、平成27年度から5年サイクルで積み重ねてきています。

1回目が平成27年度から令和元年度、2回目が令和2年度から令和6年度となっており、昨年度末で一旦2期目の事業が終了しております。

今回、令和7年度から令和11年度までの5年間ということで、技術研究組

合F C－C u b i cと共同で提案いたしまして、それが採択されたためこのタイミングで新規予算として計上しました。

今回の国の事業名は、水素利用拡大に向けた基盤強化のための研究開発事業になります。

清水委員 本県は水素燃料電池の世界最先端開発拠点ということで、国の事業に参画するという文言になっていますが、そこへ参画するよりも最先端技術開発拠点がここにあるため、ここがリードするのではないかと思いますけれども、その辺の兼ね合いはどのように理解すればよろしいですか。

小池成長産業推進課長 委員御指摘のとおり、水素燃料電池につきまして、本県は日本のトップランナーだと考えております。

本県が一番の強みは何かと考えますと、山梨大学では、燃料電池関係の研究開発を半世紀以上前から世界最先端で行っています。

そこをベースといたしまして、様々な研究開発の拠点が、今では米倉山に集積していることが大きな強みだと思っています。

産業技術センターで燃料電池の評価、解析するプロジェクトも、試験研究機関の充実した山梨のプレゼンスを高める一つの大きな材料になっているのではないかと考えております。

全国の公設試験場で燃料電池材料の評価をできる所は、本県の産業技術センターだけでございますので、このようなプロジェクトに国の燃料電池の総元締のような技術研究組合F C－C u b i cと共同で提案できることが、本県のプレゼンスを高めていることは間違いなくと思っています。

清水委員 今回の3,452万5,000円の内訳を、簡単に説明をお願いいたします。

小池成長産業推進課長 これまで10年にわたり、10台を超える評価機器で評価してまいりましたので、その評価機器の保守や改造する費用が、おおむね2,300万円強になります。

また、研究員4名分の人件費として990万円、その他は旅費等の事務的な費用として139万8,000円となっております。

清水委員 研究員等の配置とありますが、これは新規に研究員を雇うという意味ですか。

小池成長産業推進課長 研究の推進体制自体は、前回の2期目の計画と全く同じ人員数でございます。

清水委員 それでは最後になりますが、今回のこの約3,400万円を投資することにより、山梨県の関連産業の集積育成を今年度末までに、どのようなレベルまで持ち上げようとしているのか、その辺のイメージをお話してください。

小池成長産業推進課長 先ほど申し上げたとおり、研究機関の集積は本県が一番の強みだと思っています。

技術研究組合F C－C u b i cという会社は、例えばトヨタやホンダ、パナソニック、東芝などの名立たる企業が参画している技術組合でございまして、そこに大学の研究機関等も一緒に研究しております。

本事業を2期行っていたため、技術研究組合F C－C u b i cがお台場から米倉山に移転してきた大きな要因になったのではないかと考えております。

さらには、カナデビアが本県に立地したということも、研究機関の集積の積

み重ねによるものであり、米倉山でP2Gが実証され、そのP2Gがやっと実用段階になってくるということで施策が進んでおりますので、その一環として、本事業も貢献できるように進めてまいりたいと考えております。

(デジタル人材育成・就労支援事業費について)

宮本委員

産の7の、職業能力開発運営指導費のマル臨のデジタル人材育成・就労支援事業費ですけれども、こちらのオンライン研修は、具体的にどのような研修になるのか教えてください。

大森産業人材課長 オンライン研修の具体的な内容になりますが、研修プログラムにつきましては、大きく2つございます。

まず1つ目がDX課題解決プログラムになります。デジタルを活用して課題を解決する一連のプロセスを学ぶとともに、効率よく課題を解決するためには、どのような道筋や順序がいいのか進める力を身につける研修であります。

少し専門的になりますが、ノーコードツールと言いまして、プログラミングの知識がなくてもアプリやウェブサービス、業務システムなどを作成、運用できるツールがございます。こちらはコードやプログラムが分からなくても、ドラッグやドロップによる設定画面の操作だけで開発できることが特徴になっていきます。これを用いまして、企業の課題解決につながるアプリを作成することが1つになります。

もう1つが生成AI活用プログラムになりまして、生成AI初心者を経営活用レベルまで引き上げる研修となっております。

業務に利活用できますプロンプトという指示文がありますが、プロンプトの書き方やチャットGPTを用いて、実際の業務に生成AIを取り入れる手法を学ぶものとなっております。

宮本委員

そのような内容は、既存の講習やオンライン上にたくさんあると思いますが、その中から県が認定したものを受けるのでしょうか。まさか県が業者に依頼して講習や研修をつくってもらうわけではないと思いますが、その辺の仕様はどのようなになっていますか。

大森産業人材課長 県で仕様を定めて、委託により実施する予定になっております。

委託により学ぶためのシステムを業者に組んでいただき、就労支援につなげていく仕様となっております。

宮本委員

委託ということは、受講者が研修を選ぶことができないということですか。県が仕様を定めるということは、かなり狭められた研修を推奨するということですか。

大森産業人材課長 県が一定の仕様を定めますので、少し狭まる可能性はございますが、今、一般的に必要なと言われている生成AIを想定しておりますので、その辺については仕様を見ながら選んでいただきたいと思います。

宮本委員

そうすると、研修の内容やコンテンツは複数あるという認識でよろしいですか。

大森産業人材課長 コンテンツは今のところ、ChatGPTが一番汎用性が高いと伺っておりますので、そちらを主に想定しているところでございます。

宮本委員 御承知のように、オンライン上で既にたくさんの研修があるので、どのような選び方をするのかについて知りたかったのですが、これからのことであると理解しました。

最後にもう1点、例えば1年間で30万円ぐらいのAI関係の研修がオンライン上であったとして、そのうちどれぐらいのお金をどのような形で支払うのか教えてください。

大森産業人材課長 一般的に、同様の研修を受けますと、15万円から20万円ぐらいかかると想定しておりますが、今回は参加者から3万円の負担金を頂くことにより実施したいと考えております。

宮本委員 そうすると、3万円を個人で負担する以外は、全て県が負担するという認識でよろしいですか。

大森産業人材課長 そのような認識で問題ありません。

住民税非課税世帯や児童扶養手当の受給者等については、無料の措置を取ることを考えております。

宮本委員 研修自体は100万円もするものはないと思いますが、大体どれぐらいの価格帯を想定されていますか。

例えば、個人が1回30万円の研修を受けた場合、3万円を本人が負担すればいいと理解しましたが、県として1つの講習に対して、受講者1人にかかる費用の総額は幾らぐらいを想定されていますか。

大森産業人材課長 講座全体の経費は、広報の関係が100万円、DXのビジネス研修の企画費及び実施費が300万円、AIビジネス研修が300万円、プロジェクト全体のフォローアップの費用が1,200万ということで計上しております。

受講者1人当たりにつきましては、おおよそ100万円弱の費用になっております。

(GI山梨・甲州ワイン産地ブランド確立強化事業費補助金について)

中村委員 産の6のGI山梨・甲州ワイン産地ブランド確立強化事業費補助金について、事業内容が海外ワイン専門誌への記事掲載ということですが、この時代で専門誌というところに少し引っかけたのですけれども、これはリサーチする中で、専門誌に記事を掲載することが効果的であるという判断になったのか。

また、ウェブ上でも記事を掲載する予定があるのか。

あと、プロモーションをシンガポールとロンドンに設定したことに関しても教えていただけますか。

山本産業振興課長 まず、ワイン専門誌については、昨年度、県職員をプロモーションに派遣したり、調査を行いました。

香港やシンガポール、北米に確認しましたが、そこのインポーターの方々が一番重視している媒体として、今回、本会議でも御質問をいただき、知事も答弁しておりますけれども、英国のワイン専門誌でデキャンターというものがございます。

こちらは世界的に権威があり、英国に本部を置いている専門誌ですが、コンクールを開催したり商談会も行ったりして、インポーターの人たちが一番注目している媒体ですので、そちらの記者に山梨に来ていただいて、山梨のワイナリーやテロワールを情報発信していただくことが一番効果があるのではないかと考えております。

ということで、情報発信力の抜本的強化として計画をさせていただいております。

あとロンドンとシンガポールでのプロモーションですが、ロンドンはこれまでも行ってまいりました。

ただ、ワインの輸入に関わるキープレイヤーの方々に情報が届いていないのではないかと反省もございまして、ロンドンにつきましては、先ほど申し上げたデキャンターの記者を対象とします。

また調査の中で、最も重視する団体はどちらであるか確認したところ、来年の3月にマスター・オブ・ワインを招聘しますが、世界のワインに関する最高資格を持つ方々を養成する機関でもあるWSETというワインに関する教育団体がございます。ワインの愛好家からプロの方まで10万人ぐらい受講者がいらっしゃいますが、それぞれの方々にテイスティングをしていただいたり、山梨ワインのセミナーをすることで山梨のワインを知っていただき、情報発信をしていただくことで、今までのロンドンのプロモーションとは少し異なる実施方法にしたいと思っております。

もう1つがシンガポールでございますけれども、今まではロンドンが中心でしたが、ASEANなど経済成長が著しいところで、そちらの市場も開拓しなければならないため、こちらにも調査を行ったところ、シンガポールの国内消費の伸びが期待されるのではないかとということと、シンガポールがASEAN地域などへの輸出をする窓口になっているということがありましたので、そちらで商談会を行いたいと思っております。

加えて、デキャンターが主催する商談会をシンガポールで行うということで、デキャンターがキーポイントになりますが、今年度は今までと異なるプロモーションを行っていきたいと思っております。

討論                   なし

採決                   全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑                   なし

## 主な質疑等   観光文化・スポーツ部関係

**※第81号      令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの**

質疑

（富士山五合目再整備調査検討事業費について）

久嶋委員            観の2ページのマル臨の富士山五合目再整備調査検討事業費についてお伺いします。

富士山に関しては、県はこれまでも、全国初となる登山規制の実施や富士トラムの提案など様々な取組を進めてきました。

富士山が抱える課題への対応を富士登山に例えるならば、ようやく8合目まで登ってきたといえるのではないのでしょうか。

今般、5合目の景観改善という、世界文化遺産登録時にイコモスから指摘されました、最後の課題に着手されとのことであり、今後の動きに期待をしているところでございます。

そこで、幾つかお尋ねします。

まず、これまでの5合目の景観改善に向けた取組についてお聞きます。

三枝富士山観光振興グループ富士山観光振興監 富士山5合目につきましては、世界文化遺産登録時にイコモスより、諸施設について意匠の改善を要すると指摘されており、対応が求められておりました。

これを受けまして、県と関係者の皆様でつくる4合目・5合目部会におきまして、平成28年に景観改善に対する方向性が示されまして、展望を楽しめる広場や、奥庭遊歩道におけるデザインを統一した標識の整備などが進められてきました。

さらに5合目事業者の間におきまして、富士山に調和するデザイン・色彩などを諸施設に採用する協定が締結されまして、屋外広告物などに一定の意匠改善が図られてきたところでございます。

久嶋委員 では次に、今回の調査の目的と調査の主な内容についてお聞きます。

三枝富士山観光振興グループ富士山観光振興監 先ほど説明させていただきましたとおり、5合目諸施設につきましては、意匠の改善に向けての取組を行ってまいりましたが、イコモスから指摘されました課題については全てが解決したわけではございませんでした。

根本的な解決に向けまして、関係者の皆様の意見を丁寧に聞きながら、5合目のあるべき姿について、ここで改めて議論を進める必要があることから、その土台となる基礎調査を実施させていただくものでございます。

調査におきましては、土地・建物に加えまして、電気・上下水道といったインフラの現況を把握させていただき、さらに5合目の来訪者に対しまして、あるべき姿のアンケートなどを行った上で、現状や課題、ニーズを踏まえた将来イメージなどを提案していく予定でございます。

久嶋委員 確かに電気・上下水道の関係は大きいと思います。

では最後に、5合目の再整備に向けて、県として今後どのように進めていくのか伺います。

三枝富士山観光振興グループ富士山観光振興監 今回の調査結果を基にいたしまして、5合目のあるべき姿につきまして、関係者や県民の皆様と丁寧な議論を重ねながら、よりよい最適解を見つけ、コンセンサスの形成を目指してまいります。

信仰の対象と芸術の源泉という富士山の普遍的価値を後世にしっかりと継承していけるよう、5合目の将来像を関係者の皆様とともに、一生懸命考えていきたいと考えております。

久嶋委員 5合目の再整備が実現するまでには、険しい道のりになるかと思いますが、先ほどから繰り返し言葉が出ましたように、関係者の皆様と地元の理解を得ながら、我が国の象徴である富士山にふさわしい空間を整備していただくことを期待し、質問を終わります。

清水委員 今回のテーマについて関連で質問させていただきます。私はこの事業の理解に苦しんでいますが、LRTの事業があったときに、5合目を含めて、こちらに

ある基礎調査も実施して、将来はこのようなイメージですよということを何回も聞いているわけです。今回、また同じテーマが出てきましたが、これまでと何が違うのでしょうか。

三枝富士山観光振興グループ富士山観光振興監 まず、今回の調査につきましては、L R Tや富士トラムの問題とは別に、かつてイコモスから指摘された、諸施設の意匠の改善を要するという課題につきまして、改めて5合目のあるべき姿を関係者の皆様と議論するための基礎調査になります。

つきましては、5合目へのアクセスとは別のものであり、イコモスの諸課題に対する調査であると御理解いただければと思います。

清水委員 私の話がまずかったですね。L R Tは除いても、L R Tの事業の結論として、5合目はこうしますと、これがイコモスの答えにもなりますといった説明を何回も聞いています。その中に将来図もあり、景観はこうなります、あるいは環境はこうなりますなど、このような基礎調査の結果、このようなものをイメージとして作りましたと聞いています。

それ以外に今回、何を調査するのかということを質問しています。

三枝富士山観光振興グループ富士山観光振興監 かつて、様々な調査で一定の絵を示したのは事実ですが、これまでの調査は、現状の把握やインフラの調査が必ずしも十分ではなかったと認識をしております。今回の調査は、関係者の皆様と議論をしていくための基礎的なものとして、そのようなものを改めてしっかりと調査をさせていただくものと御理解いただければと思います。

清水委員 今回の答弁でますます不安になりましたが、基礎的なものを調べ直すということとは、あのときのものは何だったのかという話になります。一番基本的なところがクリアされていなくて、それが分かったら今回もう1回やりますという話のような気がして、すごく矛盾を感じますが、どうなのでしょう。

三枝富士山観光振興グループ富士山観光振興監 今回の調査は、改めて5合目のあるべき姿について現状などをしっかりと把握した上で、関係者の皆様とあるべき姿の話をさせていただくための基礎調査になりますので、改めて全てのものをしっかりと調査するものと御理解いただければと思います。

清水委員 今まで基礎調査を行い、イメージングもできて、今後L R Tが出たときに5合目はこうなるということを皆さんに公表して、そうなのかとなりましたが、さらにいろいろな視点や意見があり、それらを取り入れると、防災なども含めてこのようなことも行っていかなければならないと、今まで行っていなかったところに気がついたから、今回の基礎調査で補正を入れていきますということだと思います。だから今までの基礎調査をオールクリアしてやり直すということではなく、足りないところを足していくとともに、イメージングも少し無理なところに気がついたから、学習効果を取り入れながら行っていくということだと私は理解していますが、そういうことでしょうか。

三枝富士山観光振興グループ富士山観光振興監 まさに委員に御説明いただいたとおり、今までの調査資産としては活用させていただきまして、それ以外のところで、例えば今委員がおっしゃられたように、防災の機能など新たに考えるべき機能がありましたので、過去の資産と今回調べるものをしっかりと把握させていただいた上で、皆様とよりあるべき姿について議論させていただきたいと考えており

ます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※所管事項

質疑 なし

### 主な質疑等 農政部関係

※第81号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

（新規就農者育成総合対策事業費について）

中村委員

農の2ページの、新規就農者育成総合対策事業費についてお伺いします。

先日、地元の50代の方とお話する中で、県が新規就農者に対して熱い支援をしてくださっているとお礼を言われました。

その方は親元就農をされている方でしたが、新規就農者を増やすための取組を、今後、積極的に進めていただきたいと言われました。

今後、新規就農者を確実に増やし、定着させていくためには、就農後の支援を考えると、ただ就農すればいいというわけではなく、就農してから5年ぐらいは補助後の対策が必要だと感じておりますが、その点につきまして、今回の事業も含めて県の考え方をお伺いします。

野呂瀬担い手・農地対策課長 先ほど、親元就農の重要性の御指摘がございました。

私どもといたしましても、担い手の確保に当たりましては、新規就農者のみならず、親の農業経営や農業技術を継承することができる農家子弟も大切な存在であると認識しております。

特に、親の年齢から継承のタイミングが合致しやすい50歳以上の方への支援も重要だと考えており、親元就農を支援する県独自の制度である親元就農支援アシスト事業を設けているため、そのような方々に事業の活用をいただいているところでございます。

中村委員

認定新規就農者の対象が50歳未満と出ていますが、50歳未満とする基準や具体的な取り決めに教えていただければと思います。

野呂瀬担い手・農地対策課長 こちらの事業は国の事業になっており、国で食料・農業・農村基本計画を策定しております。

その計画中で、49歳以下の新規就農者の維持を目標として掲げているところでございます。

このようなことから、事業の要件として49歳以下となっているところです。

中村委員

国の決まりということですが、県のほうでも先ほどの親元就農支援ア

シスト事業については、国が行っていない取組を県で積極的に行っており、すばらしいと感じます。特に親元就農の方は、大体、70歳、80歳で農家を辞めてしまう方が非常に多いです。農業機材が壊れたら私は農家を辞めますという話はよく聞いております。

そうすると、新規就農者が若い方だと、農業を始めたいけれども元金がないので、そこにいきなり500万円もするSSを買うとなると非常に厳しい。

けれども、親元就農の方などの農業に戻ってくる方は、1回ある程度、会社で働いて元金をためてから農家を始め、親の後を継ぐというところで、新規で機材を買ったりしますので、そのような親から継承する方々を支援する取組を今後、県として積極的に行っていただきたいです。

国は若い方と言いますが、50代から農家を始めても20年、30年と農家をされる方が非常に多い状況ですので、そのようなところの支援を今後ぜひ進めていただきたいと感じます。

これについて県の考えをお願いします。

野呂瀬担い手・農地対策課長 先ほども答弁させていただきましたが、国の要件に合わないところを隙間なくサポートできるように、県単独の事業を各種用意しているところでございます。

そのような事業をうまく活用しながら、今後も親元就農者も含めた新規就農者をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

(畑地帯総合整備事業費について)

中村委員

もう1点お願いします。課別説明書の農の4、畑地帯総合整備事業費についてですけれども、先日、笛吹市一宮町の狐新居という中山間地に2年ぶりに行ったところ、県の畑地帯総合整備事業により、段々畑のようなところがすごくきれいになっていてびっくりしました。

畑地帯総合整備事業費は、先ほども補正予算や債務負担行為でも出てきましたが、このようなところに補助金に係る予算が加算されていると、物価高騰に伴う人件費や部材の費用の増によるものと思います。その辺の対策は、地元の方々も含めてどのような対応をされているのか、お聞かせいただければと思います。

原田耕地課長

笛吹市一宮町内で畑地帯総合整備事業を行っている地区は、一宮南部地区という地区でございまして、そちらで区画整備、農道整備等をさらに促進するために今回の6月補正予算で計上しているところでございます。

物価高騰による整備の影響ですが、確かに物価高騰は進んでいるものの、事業を進める上で、物価高騰に対する予算措置を国と協議を行いまして、その上乘せ分を必要額として確保しているところでございます。

また、事業全般の進捗管理につきましても、国・県がお金を準備できても、市町村や地元にお金が工面できないと整備が進められないところもございまして、市町村や地域の方々とも予算措置や進め方等を、協議・調整をしっかりと行った上で、地元のニーズにしっかり応えられるよう今後も計画的かつ着実に整備を進めていきたいと考えています。

中村委員

私の地元の笛吹市内には、他にも畑地帯総合整備事業を行ってほしいところが幾つかありますが、市で予算をつけたら地元の理解もないと、なかなかできないと思います。だんだんと農家が、中山間を耕作放棄地にしかけている部分もあります。農業法人で積極的に耕作してくださるところを探すことも、今後、必要だと思いますので、ぜひ畑地帯総合整備事業につきましても、引き続き県

の御支援をいただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※所管事項

質疑

(特定外来生物のクビアカツヤカミキリについて)

佐野委員 特定外来生物のクビアカツヤカミキリについてお伺いします。

東アジア原産の特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの日本への侵入については、梱包剤やパレットにせん孔していた幼虫が運ばれてきたと推測されています。繁殖力も高く、様々な被害想定がされています。

そこで質問をします。本県では今までに発生を確認されていないと承知しておりますが、まずは他県での発生状況と、この害虫が食害する樹種についてお伺いします。

手塚農業技術課長 本害虫は、国内では2011年に埼玉県で初めて発見されました。以降、全国では現状、15都府県で発生を確認しております。

本県を取り巻く近隣の県の状況でございますが、先ほどの埼玉県をはじめ、東京、神奈川、群馬、本年2月には千葉県でも発生を確認しております。

果樹の樹種で言いますと、桃、スモモ、梅などを食害します。そのカミキリの幼虫が木の幹を食い荒らしてしまい、木そのものが枯れてしまうため、大変危険な害虫と承知しております。

佐野委員 桃、スモモなどへの発生の懸念があることについては、本県特産の果樹への発生が見られた場合には、深刻な被害により生産者への打撃を与えて脅威になるものと考えています。

そこで、県ではこれまで本害虫への事前対策をどのように講じられてきたのかお伺いします。

手塚農業技術課長 まだ本県で発生が確認されていないので、見つけた場合には早期にその害虫であるかを見極めることが肝要でございます。県ではこれまでに注意喚起の資料を配付するとともに、どのような虫であるのか、その成虫の特徴を周知するため、他県から害虫の標本を雄雌セットにしてJAに配付をさせていただいております。

また、見極めの方法という部分では、幼虫が木の中に侵入した場合に、木の外側に木くずのような虫のふんを出すことに特徴があり、ほかの幹を食い荒らす害虫もいることから、特徴を説明する資料を周知させていただいております。

害虫を発見したら直ちに関係機関で情報を共有して、その虫を同定することになるため、事後対応を図るところも含めて連絡体制を関係機関で整えております。

佐野委員 まず重要な早期発見と、早期発見の監視体制が構築されていると聞きました。そのような意味で、JAをはじめとした地域の目を養っていることについても確認ができました。

調査をしてみると、先ほどのとおりですが、梱包材の中に紛れ込んだり、物流品と一緒に県内へ入ってくる。まだ発見がされていないことはよいのですが、

侵入の未然防止はそのような意味では非常に難しいと思っています。嫌な予測ですが、状況的には既に侵入している可能性は非常に大きいと思っています。

今後、発生した場合については、どのように対処して駆除されるのか、御見解をお伺いしたいと思います。

手塚農業技術課長 まず、成虫を見つけた場合、速やかに捕殺していただきます。しかしながら、その成虫がその木についていますと、卵を産んで木の中に食害をしている場合が予想されますので、その木をネットで覆い、成虫がかえった場合に外に出て次のところに行かないように対策を施していただきます。

また、木に特徴のある虫のふんを見つけた場合については、その中に虫が侵入しているので、木の皮を剥いで、針金のようなものでそれをつついて捕殺をしていただきます。あわせて、登録のある薬剤が数種ございますので、これを散布いただきます。

本県の桃などの果樹については、この害虫に効果のある薬剤を通常の薬剤散布のときにまいているため、一定の薬がかかっており、侵入しにくい環境であると考えられます。

佐野委員 対処や駆除などの方法は承知しました。駆除できる耕作地など、営農されている人の目が行き届く畑作地等は今のような状態でよいと考えていますが、一方で、甲府の近傍をずっと行くと、管理が行き届かない、特に里山近郊で市街地に近い耕作放棄地などにおける生息を懸念していますけれども、このようなところについて、県の御所見をお伺いしたいと思います。

手塚農業技術課長 耕作放棄地については、この害虫のみならず、ほかの病害虫についても、非常に発生の温床になるところが懸念材料となっています。こうしたことから各市町村の農業委員会では、荒廃農地調査を実施することで耕作放棄地の把握をしっかりとさせていただいておりますので、県といたしましては市町村と連携をさせていただき、懸念の解消を進めていこうと考えております。

佐野委員 今回の質問の内容であるクビアカツヤカミキリは、農家の皆さんにとっては今後、最も大きな脅威であると思いますので、委員会での質問をさせていただきました。早期発見・早期対処の体制を講じていただくとともに、発生している都府県などでの施策対応を踏まえていただいて、農家・農業従事者への影響が及ばないように、この取組をお願いしたいと思います。

手塚農業技術課長 農政部といたしましても未知の害虫も未然に防げるように、クビアカツヤカミキリやほかの害虫情報をしっかりと収集し、対処していけるよう準備を進めてまいりたいと思います。

(食料供給困難事態対策法の対象となる食料について)

清水委員 今年の4月1日に食料供給困難事態対策法が施行されました。この対策法は国の法律ですが、異常気象、国際紛争、あるいは感染症が拡大したなど、もろもろの原因によって食料を確保するのが困難であることを予測して、事前に対応する体制をとるための法律だと理解しております。

もちろん、山梨県もその対象になっており、県としてもこの運用を含めて連携をどうするのか調整を行っていると思いますが、現在において食料供給困難事態対策法の対象となる食料とは何であるのか、まずお答えいただきたいと思います。

岩渕農政総務課長 この法律の対象となっている食料は、国民の食生活や国民経済において重要な農林水産物12品目及びその加工品7品目であります。具体的には、農林水産物は米、小麦、大豆、菜種、油ヤシの実、てん菜、サトウキビ、生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵。加工品は小麦粉、植物油、砂糖、飲用牛乳、乳製品、液卵、粉卵となっております。

清水委員 農林水産物が12品目、加工品が7品目で、米や小麦、大豆が主要品目、牛乳や小麦粉が加工品目ということで、日常的に使っている品目です。  
このようなものが対象であり、非常に多岐にわたって多分野、多団体と関連すると思います。県として、ものすごく広範囲で重要なこの法律をどのように運用しようとしているのか、その運用計画のようなものが見えてきていると思いますが、その辺をお話いただけますか。

岩渕農政総務課長 県としての運用についてであります。この法律では県としての具体的な責務は規定されておらず、対象となる農林水産物12品目、その加工品7品目の供給量が平年と比べて全国的に2割以上減少、または減少するおそれがある場合に、供給確保のため、国が主体的に生産者に対し生産促進の要請などを行うこととなっております。現時点では、国が制度運用に向けた基本方針につきまして、詳細な検討を行っているものと承知しておりまして、国と県との具体的な関わり方などが示されていない状況であります。県では平時から国との情報共有や連絡を密にしながら、県内で生産される農林水産物とその加工品の動向を注視しつつ、国の対策が円滑に進み、かつ実効性が得られるよう、しっかりと努めてまいりたいと考えております。

清水委員 2割以上ショートすることを前提として運用するという話ですけれども、JAや各農家、畜産業界など多様な業界に対して、2割を前提にショートするかどうかの予測や、具体的にどのようにそれを補充していくのかなど、連携が重要だと思っております。多様な連携があって多様なシステムが出てくるだろうと思いますが、どのように連携していこうとしているのかお話をいただけますか。

岩渕農政総務課長 国では平時から対象となる12品目の農林水産物、7品目の加工品の生産者との連絡調整等を行っているJAなどの協力を得ながら、有事の際、生産者等に対して生産の促進や出荷販売の調整などの要請を行うものと承知をしております。

委員御指摘のとおり、国の具体的な供給確保のための対策が実施された際には、関係機関との連携が非常に重要と考えます。県では、国が生産者等に対して速やかな要請ができるように、JAや農業関係団体、市町村などに対しまして説明会や研修会の開催などを通じて、きめ細かな周知徹底を行いながら、連携体制の構築と強化を図り、実際の有事に備え万全を期してまいりたいと考えております。

清水委員 有事に備えるということは重要なことですが、なかなか徹底が難しいというのが過去の事例でございますので、ぜひきめ細かに行っていただきたいと思います。

この法律を読むと、まず対象者から計画書を提出させて、それに対してフォローをかけていくと書いてありましたが、計画書を提出させることを徹底させること自体もすごく大変なことだと思います。だからその辺をどのようにシステム化して、県として精度を上げていくのかは大きな問題であると思います。食料供給のことであり、命がかかっていますので、ぜひしっかりと推進をお願いします。

いしたいと思います。

（４パーミル・イニシアチブの振興について）

農業分野の脱炭素テーマについて１点伺いたいと思います。

本会議でも何回も質問が出ております４パーミル・イニシアチブの振興ですが、２０２０年に全国に先駆けて山梨は手を挙げてリーダーシップを取り、４年間の活動をしてきました。この４年間の実績がなかなか見えてこないと思っていますので、まず、今までの実績を含めた進捗状況について伺いたいと思います。

手塚農業技術課長 委員御指摘のとおり、２０２０年に山梨県が自治体として初めて国際的な枠組みに加わらせていただきました。翌年の令和３年に、県では農業者の取組を認証制度という形でスタートしています。

現在までの取組面積ですが、６，３５９ヘクタールになります。

取組は個人もいますが、農協の部会組織のようなところでも行っていて、合わせて１６１件の取組という状況になっています。

清水委員 今お話しいただいたのは本日までの進捗状況ということですが、今年度の計画はどのようになっているのでしょうか。

手塚農業技術課長 認証面積につきましては、令和８年度を目標年度として、県下の農業者等の取組を推進しており、７，３００ヘクタールを目標にしておりますので、その達成に向けまして、現状では県内の農業者や法人に推進を図っているところです。

清水委員 件数は何件になりますか。

手塚農業技術課長 件数は目標の数字にはなっていません。取り組まれた面積が目標の数字になっています。

清水委員 そうなるとまた分からなくなりますが、剪定枝を炭素化して、地中に入れて０．４％を脱炭素に向けていくという話ですね。面積でどのように評価していくのか仕組みが分からない。

手塚農業技術課長 そもそも４パーミル・イニシアチブの考え方の整理をさせていただきます。全世界で様々な経済活動が行われており、年間１００億トンの二酸化炭素の排出をしています。そのうち、本県の果物を含めた森林などで二酸化炭素の吸収をしているのが５７億トンと見込まれます。その差し引きの４３億トン余りの二酸化炭素の放出の部分、地中に閉じ込めるという形を目指しているのが４パーミル・イニシアチブの考え方でございまして、本県といたしますと、農業者の多くが取組を実践をしていただくことを狙いとしていますので、目標面積を７，３００ヘクタールとして、令和８年度をめどに取り組ませていただいております。

清水委員 面積で見るという見方もあるのかなとお聞きしていましたが、耕地面積に対して何パーセントぐらいかという評価はしていないということですね。分かりますか。

手塚農業技術課長 本県の耕地面積は２万３，１００ヘクタールほどなので、７，３００ヘク

タールということは大体3分の1という状況でございます。

清水委員 農業部門の脱炭素化活動として、すごく重要だと思っております。世界で行っている活動ですので、ぜひ他の国に負けないように実績に結びつけていただきたいと思います。

また、2020年に山梨県が全国に先駆けて手を挙げたときに、山梨県が全国協議会を設立して全国サミットを開催しました。恐らく他県も山梨県に倣って行っていると思います。

今、日本全国の4パーミル・イニシアチブの動きは、どのような状況かお話しいただけますか。

手塚農業技術課長 全国協議会の発足の当時は、24団体が協議会に参画をいただきました。現状、取組が大分普及しまして、67の団体が所属しています。自治体で言いますと19自治体ですが、民間の団体等を含めると67団体の活動に広まっています。

清水委員 剪定枝を炭化するときに器具を使用すると思いますが、その辺のコストの面はどのようにフォローしているのでしょうか。

手塚農業技術課長 果樹の剪定枝を炭化させるために、無煙炭化器という金属の器の中で剪定枝を燃やして、完全に白く灰になる前の状態にしてから、水をかけて炭にして留めるということで取り組ませていただいています。

清水委員 なぜこのようなことを言うかということ、拡大するときはそのようなものが必要ですので、予算化して補助をしながら拡大していかなければならず、当然、この中にも出てこなければおかしいので、なぜかという意味で質問しましたが、その辺の見解をお願いします。

手塚農業技術課長 無煙炭化器ですけれども、これまでに山梨県下で200台導入がされています。そのうちの92台が県の補助事業による助成で購入されている状況であり、県として支援をさせていただいております。

清水委員 最後になります。手持ちの設備がそのような状況で、これから拡大するところは賄っていけると考えているということですか。

手塚農業技術課長 既に部会組織などで取り組まれている場合は、そこの部会に何台か導入してみんなで使っているという場合もありますし、あるいは個人で行いたいという方もいますので、そのような方につきましては、引き続き補助事業などを上手に使用して導入いただけるように支援してまいります。

(農業分野における米国の関税措置の影響について)

水岸委員 私は今議会の代表質問におきまして、米国関税措置への対策に関して、主に製造業を中心とした本県経済への影響という視点から、県の取組について質問をさせていただきました。

一方で、本県が誇る果樹生産をはじめとする農業分野への影響についても、危惧されているところであり、その実態がどうなっているのか、大変気になっております。

そこで、何点か質問いたします。まず、本県の農業分野において、米国の関税措置がどのような影響を及ぼしているのか伺います。

岩渕農政総務課長 今回の米国の関税措置における農業分野への影響につきまして、県では輸出関係者、生産者、卸売市場などの関係者に聞き取り調査を行いました。その結果、現段階では農業分野におきましては直接的な影響はないとの回答を得ております。その主な理由といたしましては2点ございます。

1点目は、現在把握している範囲では、本県産の農畜水産物及びその加工品のアメリカへの輸出実績はないこと。

もう1点は、本県の主要果実であるブドウ、桃、スモモは植物防疫上の検疫条件が設定されておらず、輸出ができないこと。

この2点が直接的な影響はないとする主な理由として挙げられております。

水岸委員 現時点では、本県農業に直接的な影響はないということで承知いたしました。しかしながら、国際的な経済情勢が悪化し、マーケットの変更を余儀なくされるなど、間接的な影響があるのではないかと懸念する声もありますが、課題認識をどのように捉えているのかお伺いします。

岩渕農政総務課長 本県の農産物は果実が主力産品でありまして、果実は嗜好品としての側面が強いことを踏まえ、間接的な影響といたしまして、景気の後退による消費・需要の落ち込みが懸念されます。加えまして、まさに御指摘のとおり、対米だけでなく国際的な貿易戦争による世界中の農産物の商流変化につながり得ることや、さらには為替相場、燃油価格の変動などによる生産コストの増加も懸念されるものと考えられております。

水岸委員 最後に、今回のような外的ショックが生じた場合に対処するため、今後を見据え、本県農業の体質を強化することが非常に重要と考えますが、県としてどのように取り組んでいるのか、農政部長、お願いいたします。

樋田農政部長 まず私どもが現在取り組んでいるのが、生産・流通・販売の三位一体の高度化の取組でございます。それを行うことで、本県農畜水産物の高付加価値化がさらに加速できると考えています。

本県では現在、河口湖が中心ではございますが、インバウンド客が大勢訪れておりまして、私どもはそのチャンスを逃すことなく、旅館、ホテル等と連携して、しっかり本県の生産者がたくみの技で生産した農畜水産物を、しっかり外国にもPRしていただけるように御協力をお願いするため、施策を講じていきたいと思っております。

また、ベトナム等に本県の果物、特にブドウですけれども、早期に輸出ができるように、新規国の開拓も目指していきたいと考えております。先日、ニュースになりましたが、アメリカに対して、本県のみならず日本のブドウや桃、スモモも、政府が輸出するための検疫条件について協議していくという新たな展開も見られますので、そのような波に我々も乗っていけるよう、国に積極的に働きかけるようにしていきたいと思っております。

このように、生産・流通・販売のそれぞれのプロセスでしっかり高度化をして、生産者の皆さん、それからJAをはじめとした農業関係団体の皆さんとタッグを組んでしっかり行っていきたいと思っております。農政産業観光委員の皆様にもぜひお力添えいただきながら、本県の農家の皆さんの所得が上がるように取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

水岸委員 本県はブドウ、桃、スモモが生産量日本一を誇り、また輸出拡大に積極的に取り組むなど、農業はまさに本県の主力産業であります。今般の米国関税措置についても体質のさらなる進化と捉え、農政部長に御答弁いただいたとおり県

として積極的に対応していただくことを切にお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

主な質疑等 企業局関係

※所管事項

質疑                    なし

その他                ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。  
・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。  
・閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任された。  
・県外調査を9月3日から5日に実施することとし、詳細については後日通知することとした。

以                    上

農政産業観光委員長 流石 恭史